

基準日設定につき通知公告

当社は令和2年3月25日を基準日と定め、同日0時現在の株主名簿上の株主をもって、その所有する株式1株を10株とする株式分割により株式の割当てを受ける株主と定めましたので公告いたします。

令和2年3月3日
神奈川県鎌倉市笛田五丁目45番28号
株式会社HAKKI AFRICA
代表取締役 小林嶺司